

● 東京都告示第四百四十八号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）
第十七条の二第一項の規定により、次に掲げる地方税法
（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき知事
に対して行うべき申告（その期限が令和三年二月二日か
ら同年四月十四日までの間に到来するものに限る。）につ
いては、その期限を同月十五日とする。

令和三年二月二十二日

東京都知事 小池百合子

（地方税法第七十二条の五十五第一項及び第二項の規定
（年の中途において事業を廃止した場合を除く。））